

5. 退職一時金等の計算方法について

①通常(1年以上加入)の退職者の場合

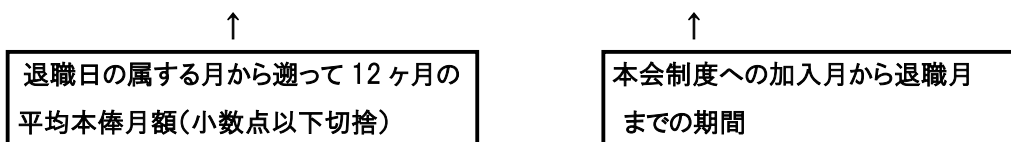
退職月から過去 12 ヶ月の本俸月額を計算基礎額とし、加入期間に応じた退職手当算定乗率を乗じて得た額が、退職一時金の額になります。

12 ヶ月の本俸月額(掛金基礎額)とは、年度当初 4 月 1 日現在の現況報告書によりご報告をいただいた本俸月額(掛金基礎額)です。〔年度途中の退職で、12 ヶ月の本俸月額に前年度の月数が含まれる場合の本俸月額(掛金基礎額)は、前年度 4 月 1 日現在現況報告書でご報告いただいたものとなります。〕

- 年度途中で昇給等があった場合でも、昇給後の本俸月額ではなく、年度当初4月1日現在の本俸月額が掛金基礎額となりますのでご注意願います。
- 第二種退職共済制度へ加入している被共済職員の場合には、第二種退職共済制度における退職手当金と合算して支給することとなります。

【算出方法】

$$\text{計算基礎額(退職月から過去 12 ヶ月の平均本俸月額)} \times \text{退職手当算定乗率} = \text{退職手当金額}$$



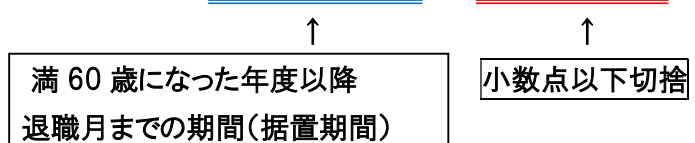
②据置になっている退職者の場合

満 60 歳以上の被共済職員(満年齢据置の者)が退職した場合は、その職員が満 60 歳に達した当該年度の本俸月額(掛金基礎額)の平均を計算基礎額とし(掛金納入を行った最後の年度)、満 60 歳に達した当該年度末までの加入期間に応じた退職手当算定乗率を乗じて得た額と、据置期間(満 60 歳の当該年度以降掛金据置期間)に応じた据置算定乗率を乗じて得た額が退職一時金となります。

なお、第二種退職共済制度へ加入している被共済職員の場合には、第二種退職共済制度における退職手当金と合算して支給することとなります。

【算出方法】

$$\text{計算基礎額(満 60 歳の該当年度 12 ヶ月の平均本俸月額)} \times \text{退職手当算定乗率} \times \text{据置算定乗率} = \text{退職手当金額}$$



③1 年未満での退職者の場合

掛金納入期間(加入月数)に応じて、**被共済職員掛金負担分のみ返還**いたします。《なお、第二種退職共済制度における退職手当金の支給はありません。》